

要介護や長期入院ならば、可能性あり!
 障害者控除を使って **税と保険料等を取り戻す方法**



6月から住民税等が激増し、これに仰天した高齢者の問い合わせが市役所等に集中し、パニック状態に陥ったことが大きく報道されました。一番多かったのは、計算間違いではないか?という問い合わせだそうですが、間違えたのは「計算の仕方」ではなく、当人が国政選挙で投票した相手ないしは政党ではないかと思えます。それはさておき、実は意外な方法で増えた税金等を取り戻すことができます。今月は「知る人ぞ知る」その方法についてとりあげてみました。

税金等が激増した原因

今回、高齢者の税や国民健康保険料(以下、税金等)の負担が激増した要因は幾つもあります。老年者控除の廃止(平成16年改正)や公的年金等控除の縮小(同17年改正)がそうですが、最も大きかったのは、住民税の非課税措置の範囲が縮小したことではないか、と思えます。従来は、次の者については住民税を非課税とする措置(以下、非課税措置)がとられていました。

生活保護法による生活扶助を受けている者
 障害者、未成年、65歳以上等の者で、前年の所得額が125万円以下の者

ところが、平成17年の税制改正で、この中から65歳以上者を除くこととされたのです。65歳以上の年金生活者の例で見ると、これまでは非課税限度額の125万円に公的年金等控除額の120万円を加算した245万円までの年金収入であれば、住民税は非課税とされました。ところが、これが廃止されたため18年度分の住民税に反映され、これまで住民税が掛からなかった65歳以上者の多くが課税扱いになったわけです。また、住民税は国民健康保険の給付や介護保険料にも連動します。ということは非課税者でなくなるということは、これらについても優遇措置を受けられなくなるわけなので大きなダメージを負います。

< 非課税措置を受けることにより、受けられる優遇措置 >

国民健康保険の高額療養費(1)	1か月当たりの入院および世帯の自己負担額の上限は ----- 一般世帯だと44,400円。 非課税世帯(低所得)ならば24,600円
65歳以上者の介護保険料(2)	本人が住民税課税(合計所得250万円未満)だと --- 基準額×1.10 本人が住民税非課税だが、世帯に課税者がいると - 基準額×0.80 世帯全員が住民税非課税(第3段階)だと----- 基準額×0.56

1 平成18年10月改定後の上限額です。 2 基準額は渋谷区だと18年度は年間50,700円

意外と広い！ 障害者控除

さて、ここからが本題。非課税措置の枠が縮小したといっても、障害者(=障害者控除や特別障害者控除を受けられる者)で所得が125万円以下という枠は残っています。ですから、**障害者控除等が受けられれば、これまでどおり、非課税扱いとされます。**

そうはいつでも、障害者控除等を受けられるのは、身体障害者手帳の保持者や原爆被爆者等だけで、一般的には関係ないだろうという見方をしがちです。しかし、さにあらず。障害者の範囲は意外と広がったのです。例えば、寝たきり老人や要介護認定を受けている人等の多くは該当します。

- 認定を要さず障害者等に該当する場合 -

次のいずれかに該当する場合は、障害者として認められます。

- ・心神喪失の常況にある人
- ・常に就床を要し、複雑な介護を要する人(いわゆる寝たきり)

「複雑な介護を要する」とは、**その年の12月31日または死亡日等現在において、引き続き6か月以上にわたり、**身体障害により「就床を要し、介護なしでは、自ら排便等することができない程度の状態」にあるとされています。なお、その原因が病気なのか、老衰なのかは問いません。

以上に該当する場合は、下記の市区町村による、障害者認定を得るまでもなく、税務署に確定申告をし、特別障害者控除を受けられます。もっとも、申告に際し、医師の証明等の裏付けを要するのは言うまでもありません。

- 市区町村の認定を要する場合 -

上記に該当しない場合についても、65歳以上であれば、市区町村の認定を得ることで障害者控除等を受けられます。それが「障害者に準ずる」というケースです。

これは、昭和45年に設けられた基準ですが、判断基準が明確でなかったため、現実にはあまり多くは活用されませんでした。ところが、平成12年に介護保険が創設されたために判断基準がより明確となり、さらには今回の「高齢者増税」がきっかけで、俄然、クローズアップされました。

この認定を受けると「障害者控除対象者認定書」が交付され、これを添えて税務署に確定申告すると障害者控除等を受けられます。

対象となるのは、大まかに言いますと、在宅介護、施設介護などを受けている介護サービスを問わず要介護認定を受けているお年寄り、あるいは長期入院中のお年寄りです。



障害者手帳等がなくても障害者等に該当することがある

その場合、当然に障害者等に該当するケースと市区町村の認定を要するケースがある

市区町村の認定を要する場合は65歳以上であることが要件。そして一定の要介護状態であるか等の条件を満たしているかが判断要素となる。

要介護認定と障害者認定との関係

要介護認定には、障害の程度の判定も含まれるため、市区町村が行う要介護調査の結果如何では「障害者に準ずる」認定を受けられる可能性が大了。ただし、**要介護認定を受けていれば自動的に「障害者に準ずる」認定を受けられるわけではありません。**しかしながら、要介護1クラスの軽度の要介護認定を受けていれば、「障害者に準ずる」認定を受けられる市区町村は少なくはなく、中には対象が最も軽い「要支援」以上と広くとっているところもあります。そして要介護3以上だと「特別障害者に準ずる」認定を受けられる可能性があります。いずれにせよ、市区町村によってバラツキがあるため、役所の高齢者サービス担当の窓口で相談されることをお勧めします。

- 要介護認定抜きでも、認定を受けられる -

要介護認定を受けられても、自動的に「障害者に準ずる」認定を受けられるわけではない、と申しましたが、**逆に要介護認定を受けていなくても、「障害者に準ずる」認定を受けられることもあります。**例えば療養病床等で長期入院中の高齢者がそうです。医療施設で療養を受けている以上、介護サービスを受ける必要性がないため、入院中は要介護認定を受けていないことが大半です。

こうした場合は、要介護認定に代えて、医師の証明又は市区町村職員の訪問調査等により、「障害者に準ずる」認定を受けることができます。

(例)新宿区の障害者等に準ずる認定基準

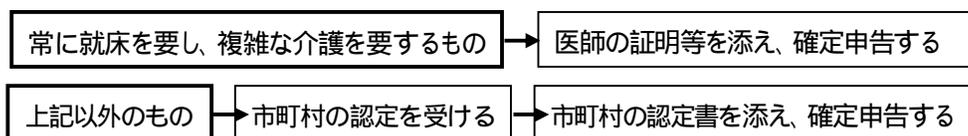
6か月以上にわたり、寝たきりであり...	・常に就床し、排泄、食事もしくは着替えに介助を要する ・屋内生活は何らかの介助を要し、常に就床か、主体的に座ることができない	特別障害者に準じる
	・屋内生活は概ね自立できるが、介助なしに外出できない	障害者に準じる

認定基準には痴呆症の場合の基準もあるが、ここでは省略

「常に就床を要し、複雑な介護を要する者」なら、敢えて市区町村の認定を受けるメリットはなく、最初から税務署に確定申告をし、障害者控除を受ける方が効率的

障害者に準ずる認定基準は市区町村によってバラツキがあり、要介護認定イコール障害者に準ずる認定とは限らない。
しかしながら前者の認定があれば後者の認定も受けられる可能性は高い。入院患者等で要介護認定を受けていなくても、障害者に準ずる認定を受けられることはある。

障害者控除等を受けるまでの、おおまかなプロセス



障害者認定と確定申告

前年分についても障害者控除を受けられるのか？



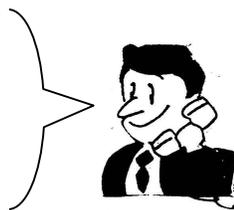
当社の社員で75歳の父親が昨年10月に脳いっ血で倒れ、現在まで意識不明で寝たきりになっている者がおります。聞くところによると、特別障害者の一つに「常に就床を要し、複雑な介護を要する者」といのあるそうですが、該当しそうですか？また、そうであれば、昨年に遡及して特別障害者控除を受けることができますか？

常床の特別障害者とは

所得税法施行令第10条 第6号によると、「常に就床を要し、複雑な介護を要する者」は特別障害者に該当する者としています。

これは、その年の12月31日または死亡日等現在において、引き続き6か月以上にわたり身体障害により、「就床を要し、介護なしでは、自ら排便等することができない程度の状態」にあるとされています。

6か月以上というのは、判定すべき時点でその前後を通算し、継続6か月以上なのか否かによって判定します。そのためご質問のように12月31日時点で、就床3か月目であっても、今後3か月以上回復の見込みがなければ、6か月要件を満たします。



遡及できる場合、できない場合

ところで、確定申告した後でも「更生の請求」といって、申告をやり直すことができます(ただし1年以内)。それが通れば、昨年の税金だけではなく、これと連動して本年度の住民税や国民健康保険料等も自動的に減額調整されます。

例えば、本件のように市区町村の認定を受けるまでもなく、前年の12月31日時点で特別障害者に該当し、更生の請求手続き期限内であれば、特段問題はありません。一方、市区町村の「障害者に準じる」認定を要する場合は事情が違います。この場合は、遡及して認定しないという市区町村があります。そうすると前年の12月31日時点で障害者等であるという証明ができず、更生の請求はできません。もっとも中には練馬区のように、要介護認定日をもって「障害者に準じる」認定日とするところもあり、遡及して認定してもらい、結果的に更生の請求が可能なケースもあります。

市区町村によっては、要介護認定を受けていて障害者控除の認定の対象になる人に認定申請書や説明文を送るといって、きめ細かい対応をしているところもある。

反対に担当者がよく理解していない市区町村もある。自分のところではどうなっているか？役所に問い合わせたり、必要に応じて改善を求めることが肝要。